

地方自治法

五〇 第五号 政策追加訂正件 (山陰提議) 及び 以数手平二収村上系ソ

一、職員選任費用の國庫道府縣市町村負擔を政策中に加ふる事。

(理由) 職員は公職を以て其の選挙費用は当然該公共機關の負擔すべきもの
なり、殊に無産階級によりは選挙運動費用の負担に於て、政治行動を阻
止せらるゝこと甚大なり。

二、政策第十七條を左の如く訂正すること。

「失業者疾病及び災害保險制度並に無産者老年立創の制定。

(理由) 無産階級の生存権確立は早に保險制度の^(制定)制定のみにて期するを得ず、以て
無産者養老年金創設を制定するに必要あり。

五〇 第五号 規約改正追加の件 (山陰提出)

規約第五條を左の如く訂正すること。

失業者養老年金創設を制定すること。其の執行委員会は道府村に設けらるゝ。